

「知りませんでした」では済まされない！

電子帳簿保存法 対応セミナー

主な講座内容

- ・電子帳簿保存法の改正と概要
電子帳簿保存とは
スキャナ保存とは
電子取引データ保存とは
- ・電子取引データ保存について
電子取引とは？
中小・小規模事業者の対応例
経理のデジタル化
- ・その他電子商取引での注意点 等

2022年1月「電子帳簿保存法」が改正され、帳簿や決算書、請求書など国税関係帳簿・書類を一定の条件を満たせば電子化して保存することが認められました。特にポイントとなるのは「電子取引における電子データの保存」です。現在は宥恕期間として紙での保存も認められていますが、2024年1月からは宥恕期間も終了し、全事業者がその対応に迫られています（軽減措置あり）。そもそも「電子帳簿保存法」とは？私たちは何をしたらいいのか？等を本セミナーでお伝えします。



講師（東京からライブ配信します）

い け だ う み
池田 有美 氏

・行政書士事務所
UMCサポート 代表
・特定行政書士

<プロフィール>

2004年5月～2015年2月 大手ビジネス資格の専門学校である、大原学園（総務部、社会人課程教務部、専門課程教務部）にて、社会人受講生や専門学生の管理・指導・プラスバンド部の指導、新設学校3校の立ち上げなどに携わる。関東圏内に留まらず、様々な地域の日本企業や、何カ国もの国から相談を日々受けている。今までに関与した国は15カ国。現在は、主に外国人雇用テーマの勉強会の講師として各地で活躍中。

【ご注意事項】

- ・本セミナーで提供するスライド、動画、画像、音声等のコンテンツの全部または一部は、本セミナーの受講用途でのみご利用ください。
- ・無断で、本セミナー資料およびコンテンツの複製、上映、公衆送信、展示、頒布、譲渡、貸与、翻案、翻訳、二次的利用等を行うことは、著作権侵害となる場合があります。また講演者等の肖像権を侵害する行為にもなる場合があります。おやめください。

◆日時 2023年 **12** 月 **14** 日(木)

13:30～15:30

◆会場 **留萌産業会館**
(留萌市錦町1-1-15)

オンラインでも受講可能です

◆受講料 **無料** (会員・非会員 問わず)

◆対象 **中小・小規模事業者**

◆定員 **20名** (先着順)

◆申込締切日 **2023年12月7日(木)**

主催 留 萌 商 工 会 議 所
中 小 企 業 相 談 所

共催 留 萌 青 色 申 告 会

〈お問い合わせ〉

留萌商工会議所 中小企業相談所

TEL:0164-42-2058

『 電子帳簿保存法対応セミナー 』

受講申込書



←QRコードからも

申し込みできます！

留萌商工会議所 中小企業相談所 行

FAX:0164-43-8322

申込日(/ /)

事業所名		参加者氏名	
所在地	〒	T E L	
メールアドレス (オンライン受講希望の方は 必ずご記入ください)	@	受講方法 □に✓をご記入ください	<input type="checkbox"/> 1. 会場で受講 <input type="checkbox"/> 2. オンライン受講

※ご記入いただいた情報は、当所からの各種連絡・情報提供のために利用するほか、セミナー参加者の実態調査・分析のために利用することがあります。